

2025 年 9 月 8 日

株 主 各 位

東京都千代田区神田神保町一丁目 6 番地 1
パスロジ株式会社
代表取締役社長 小川秀治

第 26 回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第 26 回 定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第 325 条の 3 の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえご確認くださいませようお願い申し上げます。



●当社ウェブサイト：<https://www.passlogy.com/ir>

電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR 情報」を選択のうえ、株主総会招集通知ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

●東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）：

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、議決権の行使をお願い申し上げます。各議案の内容は、同封の株主総会参考書類並びに当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト上の「第 26 回 定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載のとおりでございますので、同書類をご検討くださいますして、後述のご案内に従って 2025 年 9 月 26 日（金曜日）午後 6 時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025 年 9 月 29 日（月曜日）午後 2 時 30 分
2. 場 所 東京都千代田区神田神保町一丁目 6 番地 1 タキイ東京ビル 7 階 当社会議室
3. 目的事項
 - ・ 報告事項
 - 第 26 期（2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで）事業報告の内容報告の件
 - 第 26 期（2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで）計算書類報告の件
 - ・ 決議事項
 - 第 1 号議案 剰余金処分の件
 - 第 2 号議案 定款一部変更の件
 - 第 3 号議案 取締役（監査等委員でない取締役）4 名選任の件
 - 第 4 号議案 取締役（監査等委員）3 名選任の件
 - 第 5 号議案 取締役（監査等委員でない取締役）の報酬額決定の件
 - 第 6 号議案 取締役（監査等委員）の報酬額決定の件
4. 議決権の行使についてのご案内
 - 同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025 年 9 月 26 日（金曜日）午後 6 時までに到着するようご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成としてお取扱いいたします。

以 上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
○電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.passlogy.com/ir>）及び東京証券取引所ウェブサイト（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）において、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

1. 議案に関する参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置づけており、財務体質の強化と将来の事業展開に備えた内部留保の充実を図りながら、安定的に配当を継続することを基本方針としております。この方針に基づき、当期の期末配当につきましては次のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株当たり金 8円

総額 15,921,600円を利益剰余金から配当いたします。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年9月30日

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、会社法の規定に基づき、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたします。

これに伴い、取締役会および監査等委員会の構成等に関する定款の一部を変更するものであります。

定款変更の内容は別紙「現行定款・変更定款案 新旧対照表」のとおりであります。

第3号議案 取締役（監査等委員でない取締役）4名選任の件

第2号議案が承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行するため、取締役全員（6名）の任期が満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役4名を選任するものであります。取締役候補者は以下のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位及び担当	所有する 当社の株式数
小川 秀治 (1964年10月24日)	1997年7月 壱四四テクノロジー株式会社 代表取締役就任 1998年8月 株式会社壱四四倶楽部設立 代表取締役就任 2000年2月 当社設立 代表取締役社長就任（現任）	1,321,800株
光野 元彦 (1972年1月13日)	2001年2月 当社入社 2015年12月 当社取締役就任（現任） 2020年10月 当社管理部長就任	8,400株
鈴木 健夫 (1962年8月17日)	1985年4月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社入社 1998年2月 EMCジャパン株式会社入社 2018年11月 当社入社 2020年10月 当社技術部長就任 2022年9月 当社取締役就任（現任）	—
石井 裕一郎 (1967年8月5日)	1997年4月 弁理士登録 1999年5月 芦田・木村国際特許事務所入所（現任） 2001年12月 当社社外取締役就任（現任）	43,000株

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 石井裕一郎氏は社外取締役候補者であります。

3. 石井裕一郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって23年となります。
4. 石井裕一郎氏は、弁理士として、知的財産権に関する豊富な実務経験と高度なIT系の技術知見を有していることから、これらの経験及び知見に基づく客観的な視点から、当社の監督及び経営全般の助言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 当社は、石井裕一郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

第4号議案 取締役（監査等委員）3名選任の件

第2号議案が承認されることを条件として、監査等委員3名を選任するものであります。監査等委員候補者は以下のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する 当社の株式数
荒井 透 (1958年10月6日)	1990年4月 ネットワンシステムズ株式会社入社 2006年6月 同社取締役就任 2014年4月 同社取締役 常務執行役員就任 2018年6月 同社代表取締役 社長執行役員就任 2021年4月 同社相談役就任 2022年4月 当社顧問就任 2022年9月 当社社外取締役就任 2024年9月 当社監査役就任（現任）	—
泉 多枝子 (1969年11月5日)	1991年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 1995年8月 公認会計士登録 1998年8月 ソフトバンク株式会社入社 2000年10月 ソフトバンク・インベストメント株式会社（現 SBIホールディングス株式会社）入社 2004年12月 SBIキャピタル株式会社入社（SBIホールディングス株式会社より転籍） 2015年4月 ヤフー株式会社（現 LINEヤフー株式会社）入社 2019年4月 史彩監査法人 パートナー就任 2020年9月 当社社外監査役就任（現任） 2025年3月 トレンドマイクロ株式会社 社外監査役就任（現任） 2025年6月 株式会社ミクニ 社外監査役就任（現任）	—
金澤 嘉明 (1981年12月11日)	2008年12月 弁護士登録、東京八丁堀法律事務所入所 2012年7月 東京都労働委員会事務局 2014年7月 東京八丁堀法律事務所復所 2019年1月 東京八丁堀法律事務所パートナー弁護士（現任） 2023年9月 当社社外取締役就任（現任）	—

- （注）
1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 泉多枝子氏及び金澤嘉明氏は社外監査等委員候補者であります。
 3. 泉多枝子氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
 4. 金澤嘉明氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 5. 荒井透氏は、上場会社の取締役を歴任し、技術・営業・経営の3方向での幅広い見識と豊富な経験を有していることから、これらの経験及び知見に基づく視点から監査等委員としての役割を果たすことが期待できるため、監査等委員としての選任をお願いするものであります。
 6. 泉多枝子氏は、公認会計士として、専門的な見識と財務及び会計に関する幅広い知識を有し、複数の上場企業において培ってこられた実務経験を活かして、客観的な立場から監査等委員としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査等委員として選任をお願いするものであります。
 7. 金澤嘉明氏は、弁護士として、企業法務及び人事労務分野に関する専門知識を有し、豊富な実務経験において培ってこられた実務経験を活かして、客観的な立場から監査等委員としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査等委員として選任をお願いするものであります。

8. 当社定款において、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、当社と取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することが出来る旨を定めており、荒井透氏及び泉多枝子氏が原案どおり選任された場合には、各氏との間で当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。
9. 当社は、金澤嘉明氏との間で、会社法第 427 条第 1 項の規定及び当社定款に基づき、同法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が選任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

第 5 号議案 取締役（監査等委員でない取締役）の報酬額決定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員でない取締役の報酬額を新たに定めるため、株主のご承認をお願いするものであります。

報酬の総額は、年額 100 百万円以内といたします（使用人分給与を含まない）。

第 6 号議案 取締役（監査等委員）の報酬額決定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員の報酬額を新たに定めるため、株主のご承認をお願いするものであります。

報酬の総額は、年額 20 百万円以内といたします（使用人分給与を含まない）。

以 上

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 (商号) 第 1 条 当社は、パスロジ株式会社と称し、英文では Passlogy Co., Ltd. と称する。 第 2 条～第 3 条 (条文省略) (機関の設置) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 第 5 条～第 18 条 (条文省略) 第 4 章 取締役及び取締役会 (員数) 第 19 条 当社の取締役は、10 名以内とする。 <新設> (選任方法) 第 20 条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。 <新設> (任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <新設> 2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、<u>その選任時に在任する</u>取締役の任期の満了すべき時までとする。 <新設> (代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を定めることができる。	第 1 章 総 則 (商号) 第 1 条 当社は、パスロジ株式会社と称し、英文では Passlogy Co., Ltd. と称する。 第 2 条～第 3 条 (現行どおり) (機関の設置) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 <削除> 3. 会計監査人 第 5 条～第 18 条 (現行どおり) 第 4 章 取締役及び取締役会 (員数) 第 19 条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、10 名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</u> (選任方法) 第 20 条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。 3. <u>取締役は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>と監査等委員である取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。 (任期) 第 21 条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4. <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u> (代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長 1 名を定め

	ることができる。
第23条 (条文省略)	第23条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。
第25条 (条文省略)	第25条 (現行どおり)
(取締役会議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	(取締役会議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
(業務執行) 第27条 取締役社長は当会社の業務を統括する。取締役副社長、専務取締役は取締役社長を補佐してその業務を執行し、常務取締役は取締役社長を補佐してその業務を分掌する。 2. 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会に定める順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。	(業務執行) 第27条 取締役社長は当会社の業務を統括する。 2. 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会で定める順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。
<新設>	(業務執行の決定の取締役への委任) 第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)については、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員である取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。
(取締役との責任限定契約) 第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役との責任限定契約) 第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。	第5章 監査等委員会 <削除>
(選任方法) 第31条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	<削除>
(任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	<削除>

<u>2. 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。</u>	
(常勤の監査役) 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(常勤の監査等委員) 第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(監査等委員会の招集通知) 第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(監査役会規程) 第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(監査等委員会規程) 第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
(報酬等) 第36条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。	<削除>
<新設>	(監査等委員会の決議) 第34条 監査等委員会の決議は議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
<新設>	(監査等委員会の議事録) 第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
(監査役との責任限定契約) 第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	<削除>
第6章 会計監査人 (選任方法) 第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。 (任期) 第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。 (報酬等) 第40条 会計監査人の報酬等については、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第6章 会計監査人 (選任方法) 第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。 (任期) 第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。 (報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等については、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第7章 計算 (事業年度) 第41条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6	第7章 計算 (事業年度) 第39条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6

月３０日までとする。	月３０日までとする。
<新設>	<u>（剰余金の配当等の決定機関）</u> <u>第40条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
（剰余金の配当の基準日） <u>第42条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年６月３０日とする。 ２．前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	（剰余金の配当の基準日） <u>第41条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年６月３０日とする。 ２．前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（中間配当） <u>第43条</u> 当社は取締役会の決議によって、毎年１２月３１日を基準日として中間配当を行うことができる。	（中間配当） <u>第42条</u> 当社は取締役会の決議によって、毎年１２月３１日を基準日として中間配当を行うことができる。
（配当の除斥期間） <u>第44条</u> 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。	（配当の除斥期間） <u>第43条</u> 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。
<新設>	<u>附 則</u> <u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u> <u>当社は、第26回定時株主総会前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

事業報告

(2024年7月1日から2025年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度(2024年7月1日から2025年6月30日)における国内経済は、企業の設備投資が堅調に推移したことや、インバウンド需要の回復等を背景に、全体として緩やかな回復基調が続きました。一方で、エネルギー価格の高止まりや円安基調の継続による物価上昇、さらに、地政学的リスクの影響等により、景気の先行きには依然として不透明感が残る状況です。

当社が属するITセキュリティ業界においては、サイバー攻撃の手法が高度化・多様化しており、特に生成AIを悪用したフィッシングやマルウェアの拡散といった新たな脅威が深刻化しています。情報漏えいやランサムウェア(注1)による被害も引き続き増加傾向にあり、これを受けて政府や企業においてITセキュリティ対策への投資が活発化し、ITセキュリティ製品・サービスへの需要が拡大しています。

このような事業環境の中、当社は法人向け認証セキュリティ製品「PassLogic(パスロジック)」の販売強化に注力し、「8種類の認証方法を組み合わせ、最大16通りの多要素認証(注2)を提供するソリューション」として、セキュリティレベル向上を求める企業ニーズに対応してまいりました。広告宣伝活動やパートナー企業への販売支援活動を推進するとともに、新規チャネル開拓や営業施策の見直しにより、販売網の拡充と顧客基盤の強化を図っております。

これらの営業及びマーケティング活動の結果、新規顧客の獲得や、新規のサービス事業者への導入が進み、受注額の増加に貢献しました。しかし一方で、テレワーク特需の一巡に伴い、一部既存顧客の契約ID数削減による受注額の減少も発生いたしました。

その結果、当事業年度の売上高は338,614千円(前事業年度比5.5%減)、営業損失は39,885千円(前事業年度は営業利益3,655千円)、経常損失は22,890千円(前事業年度は経常利益19,029千円)となりました。当期純利益は、投資有価証券売却益による特別利益68,926千円を計上した結果、33,554千円(前事業年度比46.3%減)となりました。

なお、当社の事業セグメントは、自社製品開発事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(注1) ランサムウェアとは、企業や官公庁、自治体、病院等の業務システムに侵入し、情報資産を暗号化して利用不可能な状態にしたうえで、それを復元することと引き換えに金銭等を要求するソフトウェア、又はこういったソフトウェアを利用した攻撃のことをいいます。

(注2) 「知識」、「所有物」、「生体」の認証要素のうち、複数の認証要素を使って認証する方式です。1要素のみで認証するよりも不正アクセスが起こりにくいとされております。

(2) 設備投資等の状況

茨城県鹿嶋市の鹿島神宮に隣接した土地に、従業員の福利厚生等に利用を予定している施設の建設を継続しております。竣工は2025年12月を予定しております。

当事業年度において、実施した設備投資等の総額は106,533千円であります。その内訳は、主に市場販売目的のソフトウェアの制作費及び上記施設の建設費であります。

なお、当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の表記は省略しております。

(3) 資金調達の状況

当社は三井住友銀行より、2024年7月に総額80,000千円の運転資金の借り入れを実施いたしました。なお、当該借り入れにあわせて、同じく三井住友銀行からの融資残高46,645千円については、全額繰り上げ返済しております。この結果、安定した資金繰りが可能となっております。

(4) 事業の譲渡等

特記すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社は、「誰もが自由に発信できる安心・安全な社会を創る」をミッションとし、強固なプライバ

シー保護の技術を基本とした信頼性の高いサービスの開発・提供を通じて、社会に貢献することを活動目標としております。

当社の主力製品「PassLogic」は、業務システムに向けた本人認証システムであるため、企業や団体の IT 利用の普及や、技術革新、テレワークをはじめとした生活・業務形態の変化が当社の業績に大きく影響します。

今後の国内 IT 市場及び IT セキュリティ業界の動向といたしましては、政府機関や各業界で活発化している「デジタル・トランスフォーメーション（DX）」の進行により、情報のデジタル化が一層進み、頻発するサイバー攻撃から情報を守るために本人認証の重要性が引き続き増すものと考えております。

このような業界動向を踏まえ、当社が製品の開発・提供にあたって認識している経営上の重要課題は以下のとおりであります。

① 技術革新への対応

当社の属する IT セキュリティ業界は技術革新の進捗が早く、革新的な製品の出現により、業界標準や顧客需要、使用環境の急激な変化が起こる可能性を常にはらんでおります。近年では「生成 AI」や大規模言語モデル（LLM）の急速な進化や普及により、社会構造や業務形態が大きく変化する可能性があることを認識しております。このような事業環境の中、当社が継続的に事業規模を拡大させていくためには、先端技術の情報収集及び製品への反映を積極的に進めていく必要があります。

当社はこれらの顧客需要や、課題に対応できる体制を継続的に整えてまいります。

② 人材の確保・育成

当社が今後成長するにあたっては、研究開発を進めるための優秀な IT 技術者の確保と育成が重要な課題だと認識しております。

IT 業界における技術者の人材不足も顕在化する中、技術職・営業職を中心に優秀な人材の採用を積極的に進めてまいります。併せて、既存の技術者を育成することによる全体の技術レベルの底上げや、生成 AI の活用による業務効率化にも引き続き取り組んでまいります。

また当社は、従業員のワークライフバランスを重視し、残業ゼロや有給休暇取得率の向上への取り組み、テレワークを可能とする就業形態の整備、オフィスの設備・機能の充実化等、従業員が能力を最大限に発揮できるよう、勤務体制・組織体制の改善に注力しております。

③ 資金の確保

当社が今後成長するにあたっては、安定的な資金調達が重要な課題だと認識しております。

金利環境や資本市場の動向を踏まえ、銀行借入による資金調達、内部留保の充実及びキャッシュ・フローの最適化等を通じて、財務の健全性を維持してまいります。

④ 市場の変化への対応

デジタル・トランスフォーメーションが進むにつれ、情報セキュリティ対策を疎かにすることが企業価値の毀損を招く可能性があることが広く認知されるようになり、情報セキュリティ対策は企業活動における必須事項であるということが社会の共通認識となりつつあります。また、従来は業務システムを社内ネットワーク内に設置することが一般的であった中、クラウド技術の発達により、業務システムのクラウド上への設置や、クラウドサービス（SaaS）の利用といった「クラウドシフト」が顕著となりました。これにより、ゼロトラストセキュリティの考え方が広がり、「SSE」や「SASE」といった新たなセキュリティソリューションが市場に普及しつつあります。

加えて、国際情勢の不安定化や円安・インフレ傾向の経済環境の変化も、企業の設備投資や情報セキュリティ関連投資に影響を及ぼす可能性があります。

こうした市場の変化に対応できるよう、製品の内容及び提供方法を柔軟に適応させることが重要だと認識し、新機能・新規連携製品の追加や販売経路の構築に注力してまいります。

⑤ ブランディング

IT 製品及びサービスの普及と IT 犯罪の増加によって、本人認証は IT ネットワーク社会におけるインフラとして重要な要素となっております。

認証セキュリティ製品はその性質上、被害を未然に防ぐことで効果が発揮されるため、顧客が直接

その効果を実感する機会が少なく、また導入実績も開示されにくい傾向があります。そのため、製品選定においては開発・提供企業の信用力が重視される傾向にあります。

こうした背景のもと、当社製品の拡販のためには、当社と製品の認知度及び信頼性の向上のためのブランディング活動に、積極的に取り組む必要があると考えております。

一方で、従来は有効であった展示会を活用したプロモーション手法についても、オンライン展示会の増加や顧客接点の変化に対応した見直しが求められており、新たな情報発信手法の開拓や営業・マーケティング体制の再構築に取り組んでまいります。

⑥海外展開

当社は、社内の技術者による純国産技術の認証システムを開発・提供し、主に国内企業向けに事業を展開しております。

一方で、インターネットを通じたサービスの提供が国境を越えることは一般的となり、製品導入に際して企業の国籍が障壁となるケースは少なくなってきております。

また、ITセキュリティ市場のグローバル化が進み、海外企業の技術が業界標準となる可能性も排除することはできません。

こうした環境変化を見据え、当社としても将来の海外展開を視野に入れ、人材確保や研究開発に継続して取り組んでまいります。

(6) 財産及び損益の状況

	第 23 期	第 24 期	第 25 期	第 26 期 (当期)
売上高 (千円)	408,489	354,915	358,502	338,614
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	86,103	58,512	19,029	△22,890
当期純利益 (千円)	76,759	57,526	62,428	33,554
1株当たり当期純利益 (円)	38 円 39 銭	28 円 77 銭	31 円 23 銭	16 円 81 銭
総資産 (千円)	663,870	723,183	819,379	757,477
純資産 (千円)	393,735	462,092	547,197	483,164
1株当たり純資産 (円)	196 円 93 銭	231 円 12 銭	273 円 85 銭	242 円 77 銭

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

当社には親会社等はありません。重要な子会社等也没有ありません。

(8) 主要な事業内容 (2025 年 6 月 30 日現在)

当社はセキュリティソフトウェアの開発・提供を主たる事業としております。

(9) 主要な事業所等 (2025 年 6 月 30 日現在)

本 社 東京都千代田区神田神保町一丁目 6 番地 1

(10) 従業員の状況 (2025 年 6 月 30 日現在)

従業員数 (名)	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
35 (15)	△ 1	44.6	5.3

(注) 従業員数欄の () 外数は、臨時従業員 (アルバイト・パートタイマー) であり、最近 1 年間の平均雇用人員を記載しております。

(11) 主要な借入先の状況 (2025 年 6 月 30 日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	69,517 千円

(12) その他会社の現況に関する重要な事項 (2025 年 6 月 30 日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025 年 6 月 30 日現在）

- （１）発行可能株式総数 8,000,000 株
（２）発行済株式の総数 2,000,000 株（自己株式の 9,800 株を含む）
（３）株主数 23 名
（４）大株主（上位 10 名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
小川 秀治	1,321,800	66.42
小川 美樹子	200,000	10.05
小川 遥香	180,000	9.04
小川 穂波	180,000	9.04
石井 裕一郎	43,000	2.16
橋詰 寿美子	18,000	0.90
光野 元彦	8,400	0.42
小室 秀夫	8,000	0.40
千田 徹	6,400	0.32
吉田 恵子	6,400	0.32
松本 久美子	6,400	0.32

（注）上記の持株比率は自己株式 9,800 株を控除して算出しております。

- （５）その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

- （１）取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小川 秀治	
取 締 役	光野 元彦	
取 締 役	鈴木 健夫	
取 締 役	石井 裕一郎	芦田・木村国際特許事務所 所属
取 締 役	吉田 恵子	芝会計事務所 代表
取 締 役	金澤 嘉明	東京八丁堀法律事務所パートナー
常勤監査役	荒井 透	
監 査 役	龍神 嘉彦	龍神国際特許事務所 代表 RYUJIN Patent&Licensing 株式会社 代表
監 査 役	泉 多枝子	

（注） 1. 石井裕一郎氏、吉田恵子氏及び金澤嘉明氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。
2. 龍神嘉彦氏及び泉多枝子氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

- （２）責任限定契約の内容の概要

当社定款に基づき、当社が社外取締役石井裕一郎氏、吉田恵子氏及び金澤嘉明氏、並びに常勤監査役荒井透氏、社外監査役龍神嘉彦氏及び泉多枝子氏と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	8,400	8,400	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	2,400	2,400	—	—	2
社外役員	9,600	9,600	—	—	6

- (注) 1. 上記の取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給とは含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2005年9月29日開催の第6回定時株主総会において、年額100百万円（ただし使用人分給とは含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2005年9月29日開催の第6回定時株主総会において、年額20百万円と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。
4. 当社の役員の報酬の額につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役については代表取締役小川秀治が、監査役については監査役協議によりそれぞれ決定しております。
5. 当事業年度における取締役の報酬の額については、取締役会が代表取締役小川秀治に委任して決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
6. 2024年9月27日開催の第25回定時株主総会において、上西義行氏が監査役を退任し、荒井透氏が社外取締役を退任のうえ監査役に就任しております。したがって、上記人数及び報酬等の額には、当事業年度中に在任した者の全員を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

いずれの社外役員においても、重要な兼職先と当社との間に特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	石井 裕一郎	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、弁理士としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。
	吉田 恵子	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、公認会計士及び税理士としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。
	金澤 嘉明	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、弁護士としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。
社外監査役	龍神 嘉彦	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会13回のうち13回に出席し、弁理士及びニューヨーク州弁護士としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。
	泉 多枝子	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会13回のうち13回に出席し、公認会計士としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 Mooreみらい監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	9,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	9,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と株式会社東京証券取引所の特定上有価証券に関する有価証券上場規程の特例に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、2021年11月12日に開催された取締役会で「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っています。その概要は、以下のとおりであります。

①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令、定款等の遵守があらゆる企業活動の前提であるとの認識に立ち、当社の役員及び使用人がコンプライアンスに適った企業活動を実践するために「企業倫理規程」並びに「コンプライアンス規程」の遵守徹底を図る。コンプライアンスを統括する機関として取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスの推進及び徹底を図る。
- (2) 当社の役職員等は、当社役職員等による業務上の不正行為を認知した場合、職制を通じて速やかに事実の報告を行う。当社は、報告者が一切の不利益を受けることがないことを保証し、通常の報告経路以外に「内部通報制度」を設け、研修などを通じて、その設置趣旨及び運用の徹底を図る。
- (3) 内部監査担当は、その機能を強化し、内部統制システムの運用状況及びそれが有効に機能していることを定期的な社内モニタリングにより確認し、必要な場合には業務改善の指摘を行う。
- (4) 当社は、財務報告の信頼性確保のため、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを評価し、必要な場合には是正を行うと共に、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。
- (5) 当社は、環境や組織の変化に対応した統制活動の改善を行い、内部統制システムの整備状況については、取締役会に定期的に報告する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (1) 当社は業務上取り扱う情報について、「機密情報管理規程」に基づき、厳格かつ適切に保存・管理する体制を整備し運用する。
- (2) 個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳格かつ適切に保存・管理する。
- (3) 取締役の職務執行に係る情報については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適正に作成、保存・管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスクマネジメントを重視した経営を行う上で、リスクマネジメントの基本的事項を定め、効率的な業務運営を行うため「リスク管理規程」を制定し、主要リスクの認識、リスクの種類に応じた管理を行い、予防的に可能な対策をできる限り施すことを基本とする。
- (2) 当社は、「リスク管理委員会」において、各種リスク管理の方針等に関する審議等を行い、重要な事項がある場合は取締役会において報告を行う。
- (3) 当社は、重大な事故、災害の発生など、緊急事態が発生した場合の管理体制を定めた「危機管理規程」に則り、管理及び対策を行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「取締役会規程」において、それぞれの責任者及びその責任、権限、執行手続について定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備する。
- (2) 取締役会は「取締役会規程」に則り、経営上の重要事項について協議・報告を行う。また、経営上の重要課題に迅速に対応するため、常勤の役員は必要に応じてミーティングを行い、重要事項に関して情報交換等を行う。
- (3) 当社は、取締役及び従業員が共有する全社目標として、経営方針に基づいた経営計画を策定する。
- (4) 情報システムにより、適法、適正かつ迅速な財務報告を実現することに加え、効率的に内部統制を進める手段として活用する。
- (5) 組織ごとに業務分掌を定め、個人の役割を明確にし、職務遂行のための公正な人事制度を運用する。
- (6) 各部門は、業務執行プロセスの効率改善を上記の目標におりこみ、実行するとともに、内部監査担当が各部門の業務執行プロセスを監査し、監査結果を被監査部門に還元し、その改善を行う。

⑤監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、監査役は補助すべき使用人を置くものとする。
- (2) 当該使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

⑥取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

- (1) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要会議への出席をはじめとして、監査役が必要と判断した会議に出席できる。
- (2) 監査役は、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧できるとともに、監査役が必要と判断した場合、取締役及び従業員に該当書類の提示や説明を求めることができる。
- (3) 取締役及び使用人が異常を発見した場合は、監査役に通報する。
- (4) 取締役及び使用人からの監査役への通報については、通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

⑦監査役の職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。
- (2) 監査役は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、「監査役監査基準」に定めるところにより、当該費用を会社に請求することができる。

⑧その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、定期的に監査役と意見交換を行う。
- (2) 監査役は、内部監査担当及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査役監査の実効性確保

を図る。

- (3) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認める時は、自らの判断で、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用することができる。

⑨反社会的勢力排除に向けた体制

- (1) 当社は「反社会的勢力対応規程」、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、反社会的勢力による不当要求行為に対し毅然とした態度で対応し、取引その他一切の関係を持たない体制を整備することに努める。
- (2) 警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための整備を推進する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①内部統制システム全般

当社は内部統制システム全般の整備・運用を当社の監査役及び内部監査担当がモニタリングし、改善を進めております。監査役による監査役監査計画や内部監査担当による内部監査計画に基づき、当社の業務の適正性、法令遵守状況並びにリスク管理に関する業務監査、財務報告に係る会計監査等を行っております。

②コンプライアンス体制

当社は法令、定款及び社会倫理の遵守を徹底するための規範である「企業倫理規程」並びに「コンプライアンス規程」を制定しており、これを全社閲覧媒体における掲示等、当社取締役及び使用人に対する継続的な周知を行っております。

一方で、当社では全社のコンプライアンス体制の整備及び改善を目的とした、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置しており、それぞれ四半期毎に会議を開催しております。当会議で討議された内容は、必要に応じ関係各所へ周知され、全社的なコンプライアンスへの意識向上を図っております。

③取締役会の主な運用状況

取締役会の規定に基づいて、定時取締役会は毎月1回以上開催することとしており、当事業年度においては12回、及び臨時取締役会を必要に応じて随時、当該事業年度においては5回開催しており、取締役の職務の執行状況、内部統制システムの運用状況、経営リスク等の審議をしております。

以 上

貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	207,874	流 動 負 債	164,232
現 金 及 び 預 金	82,587	1年内返済予定の長期借入金	11,436
売 掛 金	30,341	未 払 金	25,016
前 払 費 用	13,482	未 払 費 用	17,177
預 け 金	72,129	未 払 法 人 税 等	145
そ の 他	9,334	未 払 消 費 税 等	4,577
固 定 資 産	549,602	前 受 収 益	73,554
有 形 固 定 資 産	82,897	そ の 他	32,325
建 物	9,266	固 定 負 債	110,080
構 築 物	815	長 期 借 入 金	58,081
工 具 器 具 備 品	643	繰 延 税 金 負 債	20,123
土 地	22,471	長 期 前 受 収 益	31,876
建 設 仮 勘 定	53,291	負 債 合 計	274,312
減 価 償 却 累 計 額	△3,590	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	120,702	株 主 資 本	434,716
ソ フ ト ウ エ ア	79,309	資 本 金	100,000
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	41,392	利 益 剰 余 金	336,344
投 資 そ の 他 の 資 産	346,003	利 益 準 備 金	25,000
投 資 有 価 証 券	332,099	そ の 他 利 益 剰 余 金	311,344
差 入 保 証 金	12,396	繰 越 利 益 剰 余 金	311,344
長 期 前 払 費 用	1,507	自 己 株 式	△1,627
資 産 合 計	757,477	評 価 ・ 換 算 差 額 等	48,448
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	48,448
		純 資 産 合 計	483,164
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	757,477

損 益 計 算 書

(2024年7月1日から2025年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		338,614
売 上 原 価		125,583
売 上 総 利 益		213,030
販売費及び一般管理費		252,916
営 業 損 失		△39,885
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	39	
受 取 配 当 金	18,760	
そ の 他	149	18,949
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,557	
支 払 保 証 料	277	
そ の 他	119	1,954
経 常 損 失		△22,890
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	68,926	68,926
税 引 前 当 期 純 利 益		46,035
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,800	
法 人 税 等 調 整 額	5,679	12,480
当 期 純 利 益		33,554

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
(2024年7月1日から2025年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		利益 準備金	その他利 益剰余金	利益剰余 金合計					
			繰越利益 剰余金						
当期首残高	100,000	25,000	307,762	332,762	△435	432,327	114,870	114,870	547,197
当期変動額									
剰余金の配当			△29,973	△29,973		△29,973			△29,973
当期純利益			33,554	33,554		33,554			33,554
自己株式の取得					△1,192	△1,192			△1,192
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）							△66,422	△66,422	△66,422
当期変動額合計	－	－	3,581	3,581	△1,192	2,389	△66,422	△66,422	△64,032
当期末残高	100,000	25,000	311,344	336,344	△1,627	434,716	48,448	48,448	483,164

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算出）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6～15年
構築物	15年
工具器具備品	4～5年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用）	5年
ソフトウェア（市場販売目的）	3年

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権等もないため、当事業年度においては、貸倒引当金を計上していません。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

PassLogicのパッケージソフトウェア販売等については、顧客が当該製品等に対する支配を獲得し、履行義務が引き渡し時等に充足されるので、「一時点で認識する収益」としてしています。

また、PassLogicの利用ライセンス及び保守サポートの提供等については、顧客との契約に基づくサービス提供期間にしたがって履行義務が充足されるので、「一定期間にわたって認識する収益」としてしています。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式	2,000,000株
------	------------

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	9,800株
------	--------

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2024年9月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	29,973 千円
1株当たり配当額	15 円 00 銭
基準日	2024 年 6 月 30 日
効力発生日	2024 年 9 月 30 日

4. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2025 年 9 月 29 日開催の定時株主総会において、次のとおり付議する予定であります。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	15,921 千円
配当金の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	8 円 00 銭
基準日	2025 年 6 月 30 日
効力発生日	2025 年 9 月 30 日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	3,550 千円
未払賞与に係る社会保険料	557 "
資産除去債務	2,903 "
その他	64 "
繰延税金資産合計	7,076 千円
繰延税金負債	
未収事業税等	△615 千円
その他有価証券評価差額金	△26,583 "
繰延税金負債合計	△27,199 "
繰延税金負債の純額	△20,123 千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、一時的な余資は短期的な預金等で運用し、一部の余剰資金について効率的な運用を図ることを目的として、投資有価証券への投資を行っております。また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続に従い、債権回収の状況について定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度（2025年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
其他有価証券	332,099	332,099	—
差入保証金	12,396	12,187	△209
資産計	344,495	344,286	△209
長期借入金	58,081	57,596	△484
負債計	58,081	57,596	△484

（注）「現金及び預金」、「売掛金」、「預け金」、「１年内返済予定の長期借入金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2025年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	332,099	—	—	332,099
資産計	332,099	—	—	332,099

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2025年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	12,187	—	12,187
資産計	—	12,187	—	12,187
長期借入金	—	57,596	—	57,596
負債計	—	57,596	—	57,596

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

償還予定時期を見積り、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元金金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（1株当たり情報に関する注記）

- 1株当たり純資産 242円77銭
- 1株当たり当期純利益 16円81銭

（収益認識に関する注記）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

一定期間にわたって認識する収益	306,453 千円
一時点で認識する収益	32,160 //
顧客との契約から生じる収益合計	338,614 //
その他の収益	— //
外部顧客への売上高	338,614 千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記） 4. 収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（1）契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	37,993
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	30,341
契約負債（期首残高）	88,966
契約負債（期末残高）	105,430

契約負債は、支配が顧客に移転する前に顧客から受領した対価であり、主に、請負契約及び保守サポート契約における顧客からの前受収益等を、貸借対照表の「前受収益」及び「長期前受収益」として表示しています。過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当事業年度に認識した収益の額は65,553千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	73,554
1年超	31,876
合計	105,430

以 上

独立監査人の監査報告書

2025 年 9 月 3 日

バスロジ株式会社
監査役会 御中

Moore みらい監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員

業務執行社員

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 馬 渕 貴弘

公認会計士 宇田川 和彦

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、バスロジ株式会社の 2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日までの第 26 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記

載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関す

る重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査責任者、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年9月4日

パスロジ株式会社 監査役会

常勤監査役 荒井 透 ⑩

社外監査役 龍神 嘉彦 ⑩

社外監査役 泉 多枝子 ⑩

以上